

浜松市資産経営推進会議要綱

(設置)

第1条 健全な財政運営の確保を目的とし、市の公有財産有効活用及び処分と道路・橋梁等のインフラ資産の適正な管理を検討するため、浜松市資産経営推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(協議内容)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 資産経営に関する方針等の策定について
- (2) 資産経営に関する取組みの進行管理について
- (3) 公有財産の利活用、取得（寄付を含む。）処分、統廃合など個別案件のうち重大なものについて
- (4) 道路、橋梁等のインフラ資産の維持管理等に関することについて
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別記1に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は財務部長、副委員長は企画調整部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 公有財産の処分に関しては、委員長、副委員長及び委員は自己及び3親等内の親族に利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、推進会議の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。
- 5 委員が出席できないときは、当該委員はその所属する職員を代理で出席させることができるものとする。

(意見の聴取等)

第5条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係職員に必要な書類を提出させ、又は推進会議に出席を求めて意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 推進会議で必要な協議をするため、以下において、それぞれ推進会議の下に専門部会及びインフラマネジメント研究部会を置くことができる。

- 2 各部会の招集は、協議案件に応じて事務局が行うものとする。
- 3 専門部会については別記2、インフラマネジメント研究部会については別記3に掲げる職にある者を委員として組織する。
- 4 委員が出席できないときは、当該委員はその所属する職員を代理で出席させることができるものとする。

できるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議及び各部会の事務局は、財務部アセットマネジメント推進課におく。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記1 第3条関係

	職名
委員長	財務部長
副委員長	企画調整部長
委員	総務部長
委員	市民部長
委員	都市整備部長
委員	財務部次長（公共建築課長）

別記2 第6条関係

職名
政策法務課長
企画課長
政策法務課 経営推進担当課長
財政課長
アセットマネジメント推進課長
公共建築課長
市民協働・地域政策課長
都市計画課長
土地政策課長
建築行政課長

別記3 第6条関係

職名
政策法務課長
企画課長
政策法務課 経営推進担当課長
財政課長
アセットマネジメント推進課長
公共建築課長
技術監理課長
農地整備課長
都市計画課長
道路企画課長
道路保全課長
上下水道総務課経営企画担当課長